

旧	新
<p data-bbox="405 245 857 272" style="text-align: center;">マネージドゲートサービス利用規約</p> <p data-bbox="154 316 1106 635">マネージドゲートサービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、スターティア株式会社（以下「当社」といいます）が提供するマネージドゲートサービス及び付随する全てのオプションサービス（以下「本サービス」といいます）に適用されます。なお、当社が本規約を変更しようとするときは、当社のホームページに掲載する等の方法により、1ヶ月前に本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）に対して告知するものとします。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合する<u>ような内容である場合</u>、当社は直ちに本規約を変更することが<u>できるものとします</u>。</p> <p data-bbox="154 676 450 703">第1条（本規約の目的）</p> <p data-bbox="154 715 972 778">1.当社は本サービスの利用条件を本規約にて<u>定めるものとします</u>。 2.契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。</p> <p data-bbox="154 820 477 847">第2条（サービスの内容）</p> <p data-bbox="154 1043 1106 1313">2.当社は、第1項第8号の障害検知に関連して、電話による障害通知を希望した契約者に対して、平日の9時から18時までの間に発生した障害に限り、<u>電話にて契約者に対して</u>障害が発生したことを通知します。ただし、対象時間内であっても、当社が障害発生認識後速やかに復旧した<u>もの</u>、NTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害発生時等、電話通知<u>できない場合があるものとします</u>。</p>	<p data-bbox="1379 245 1832 272" style="text-align: center;">マネージドゲートサービス利用規約</p> <p data-bbox="1131 316 2083 603">マネージドゲートサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するマネージドゲートサービス及び付随する全てのオプションサービス（以下「本サービス」といいます）に適用されます。なお、当社が本規約を変更するときは、当社のホームページに掲載する等の方法により、1カ月前に本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）に対して告知します。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合する内容の<u>ときは</u>、当社は直ちに本規約を変更することが<u>できます</u>。</p> <p data-bbox="1131 676 1426 703">第1条（本規約の目的）</p> <p data-bbox="1131 715 1807 778">1.当社は本サービスの利用条件を本規約にて<u>定めます</u>。 2.<u>当社及び</u>契約者は、本規約を誠実に遵守します。</p> <p data-bbox="1131 820 1453 847">第2条（サービスの内容）</p> <p data-bbox="1131 858 2083 1026">2.<u>対象機器は、当社がオリックス・レンテック株式会社（以下「オリックス・レンテック」といいます。）から賃借しているものであり、オリックス・レンテックの所有物です。当社はオリックス・レンテックから転貸の許諾を得て、契約者に対象機器を転貸します。</u></p> <p data-bbox="1131 1043 2083 1249">3.当社は、第1項第8号の障害検知に関連して、電話による障害通知を希望した契約者に対して、平日の9時から18時までの間に発生した障害に限り、障害が発生したことを<u>契約者に電話で</u>通知します。ただし、対象時間内であっても、当社が障害発生認識後速やかに復旧した<u>とき、及び</u>NTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害が<u>発生したときには</u>、電話通知<u>を行わない場合があります</u>。</p>

旧	新
<p><u>5.</u>次の各号に掲げる場合は、本サービスの対象<u>にならないもの</u>とします。契約者は、これらの場合においてサービスの提供を受けようとするときは、別途見積りにより当社に追加費用を支払うものとします。</p> <p>第3条（契約の申込）</p> <p>1.本サービスに係る契約（以下「本契約」といいます）を申し込む者は、本申込書を当社に提出<u>するもの</u>とします。</p> <p>3.当社が、第1項の申込み<u>に対し承諾の意思表示を發したことをもって</u>、本契約<u>の成立と</u>します。</p> <p>第6条（権利義務の譲渡等）</p> <p>契約者は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。</p> <p>第7条（対象機器の取扱い）</p> <p>1.契約者は、当社が提供する対象機器を使用するにあたり、次の各号を遵守<u>するもの</u>とします。</p>	<p><u>6.</u>次の各号に掲げる場合は、本サービスの対象<u>外</u>とします。契約者は、これらの場合においてサービスの提供を受けようとするときは、別途見積りにより当社に追加費用を支払うものとします。</p> <p>第3条（契約の申込）</p> <p>1.本サービスに係る契約（以下「本契約」といいます。）を申し込む者は、本申込書を当社に提出します。</p> <p>3.当社が、第1項の申込みを承諾<u>したときに</u>、本契約<u>は</u>成立します。</p> <p>第6条（権利義務の譲渡等）</p> <p>契約者<u>及び当社</u>は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。</p> <p>第7条（再委託）</p> <p><u>1.当社は本サービスに関する業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。</u></p> <p><u>2.当社は、再委託先に対して、本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すことで、本サービスの提供に必要な情報を再委託先に開示することができます。</u></p> <p><u>3.再委託先の責めに帰すべき事由により本サービスの提供に関連して契約者が損害を被った場合、当社は本契約で定める損害賠償責任を契約者に対して負うものとします。</u></p> <p>第8条（対象機器の取扱い）</p> <p>1.契約者は、当社が提供する対象機器を使用するにあたり、次の各号を遵守します。</p>

旧	新
<p>第 8 条（利用料金の請求時期及び支払期日）</p> <p>第 9 条（違約金等）</p> <p>3. 契約者は、<u>第 2 条第 3 項から第 5 項まで又は第 7 条第 2 項の規定にもとづき</u>、別途追加費用を負担することを約して当社に申し込んだサービスの作業について、作業予定日の確定後は、作業日の変更又は作業の中止（以下総称して「日程変更等」といいます。）をすることが<u>できないものとして</u>します。</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、日程変更等によって、前項の違約金を超過する損害が発生した場合、当社は、当該超過部分相当の損害賠償を契約者に請求することが<u>できるものとして</u>します。</p> <p>第 10 条（契約期間）</p> <p>2. 当社は本サービスの提供開始後、遅滞なくサービスの課金開始日、及び契約満了日を契約者に書面にて通知<u>するもの</u>とします。</p> <p>3. 第 1 項の契約期間満了日の 1 <u>ヶ</u>月前までに、契約者又は当社が相手方に対して本契約終了又は契約条項改定意思表示をしないときは、本契約は自動的に 1 年間同一条件にて更新<u>されるものとし</u>、以降も同様とします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、契約者が本申込書のサービス種別で Fortinet Fortigate シリーズを選択した場合、本契約の契約期間は起算日から対象機器の設置日より 5 年を経過する日までを最長期間とし、同日をもって本契約は終了<u>するもの</u>とします。</p> <p>第 11 条（中途解約）</p> <p>1. 契約者は、解約日の 1 <u>ヶ</u>月前までに当社に解約届を提出することで、本契約を中途解約することができます。ただし、<u>当社における</u>本契約の解約処理日は月の末日に<u>限られるものとし</u>、契約者は、月の途中で本契約を解約することはできません。</p> <p>2. 契約者が本契約を中途解約したときは、第 9 条第 1 項に基づいて違約金が発生します。</p> <p>第 12 条（機密保持）</p>	<p>第 9 条（利用料金の請求時期及び支払期日）</p> <p>第 10 条（違約金等）</p> <p>3. 契約者は、別途追加費用を負担することを約して当社に申し込んだサービスの作業について、作業予定日の確定後は、<u>原則として</u>、作業日の変更又は作業の中止（以下総称して「日程変更等」といいます。）をすることが<u>できません</u>。</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、日程変更等によって、前項の違約金を超過する損害が発生した場合、当社は、当該超過部分相当の損害賠償を契約者に請求することが<u>できます</u>。</p> <p>第 11 条（契約期間）</p> <p>2. 当社は本サービスの提供開始後、遅滞なくサービスの課金開始日、及び契約満了日を契約者に書面にて通知します。</p> <p>3. 第 1 項の契約期間満了日の 1 <u>カ</u>月前までに、契約者又は当社が相手方に対して本契約終了又は契約条項改定の意思表示をしないときは、本契約は自動的に 1 年間同一条件にて更新<u>され</u>、以降も同様とします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、契約者が本申込書のサービス種別で Fortinet Fortigate シリーズを選択した場合、本契約の契約期間は起算日から対象機器の設置日より 5 年を経過する日までを最長期間とし、同日をもって本契約は終了します。</p> <p>第 12 条（中途解約）</p> <p>1. 契約者は、解約日の 1 <u>カ</u>月前までに当社に解約届を提出することで、本契約を中途解約することができます。ただし、本契約の解約処理日は月の末日に<u>限られ</u>、契約者は、月の途中で本契約を解約することはできません。</p> <p>2. 契約者が本契約を中途解約したときは、第 10 条（<u>違約金等</u>）第 1 項に基づいて違約金が発生します。</p> <p>第 13 条（機密保持）</p>

旧	新
<p>2.前項の規定にかかわらず、当社及び契約者は、以下の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することが<u>できるものとします</u>。</p> <p>3.第<u>1</u>項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外<u>するものと</u>します。</p> <p>5.当社及び契約者は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは相手方に返却<u>しなければならない</u>ものとします。</p> <p>第 13 条（電気通信設備の保守等のための一時停止） 当社は、次に掲げる事由があるときは、事前に契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することがあります。ただし、緊急かつやむを得ない場合は事前の通知<u>を要しないもの</u>とします。</p> <p>第 14 条（利用の停止）</p> <p>第 15 条（対象機器の切替） 1.当社は、対象機器について、耐用年数の経過、メーカーによる部品交換等のサポートの終了等の理由により、適切な品質での本サービスの継続提供が困難であると判断したときは、契約者に対して、相当の期間を定めて、対象機器から後継機種等への契約の切替えを求めることが<u>できるものとします</u>。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、期日までに契約者による後継機種等への契約の切替えが実施されない場合、当社は、本契約を終了させるとともに、第 <u>19</u> 条（機器の返還等）の規定に基づき、対象機器の返還を求めることが<u>できるものとします</u>。</p> <p>3.前項の規定に基づき当社が本契約を終了した場合、第 <u>11</u> 条（<u>解約金</u>）の規定は適用せず、解約金は発生<u>しないものと</u>します。</p> <p>第 16 条（本サービスの廃止）</p>	<p>2.前項の規定にかかわらず、当社及び契約者は、以下の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することが<u>できます</u>。</p> <p>3.第 <u>1</u> 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外します。</p> <p>5.当社及び契約者は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは相手方に返却<u>するもの</u>とします。</p> <p>第 14 条（電気通信設備の保守等のための一時停止） 当社は、次に掲げる事由があるときは、事前に契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することがあります。ただし、緊急かつやむを得ない場合は事前の通知<u>は不要</u>とします。</p> <p>第 15 条（利用の停止）</p> <p>第 16 条（対象機器の切替） 1.当社は、対象機器について、耐用年数の経過、メーカーによる部品交換等のサポートの終了等の理由により、適切な品質での本サービスの継続提供が困難であると判断したときは、契約者に対して、相当の期間を定めて、対象機器から後継機種等への契約の切替えを求めることが<u>できます</u>。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、期日までに契約者による後継機種等への契約の切替えが実施されない場合、当社は、本契約を終了させるとともに、第 <u>17</u> 条（機器の返還等）の規定に基づき、対象機器の返還を求めることが<u>できます</u>。</p> <p>3.前項の規定に基づき当社が本契約を終了した場合、第 <u>10</u> 条（<u>違約金等</u>）第 <u>1</u> 項の規定は適用せず、解約金は発生<u>しません</u>。</p>

旧	新
<p><u>当社は、3ヶ月前までに書面で契約者に通知することにより本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。</u></p> <p>第17条 (契約の解除、期限の利益喪失)</p> <p>1.当社は、<u>契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに</u></p>	<p>第17条 (機器の返還等) <u>本契約が終了したときは、契約者は、当社に対し、直ちに対象機器を返還するものとします。なお、契約者が当社から相当の期間を定めた催告を受けてもなお、対象機器を返還しない場合は、当該不返還によって、当社がオックス・レンテックに対して追加で負担することとなった実費相当額を当社に支払うものとします。</u></p> <p>第18条 (免責)</p> <p>1.当社は、<u>本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</u></p> <p>2.当社は、<u>本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供するよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</u></p> <p>3.<u>契約者が第4条 (サービス利用のための必要事項) に反し本サービス又は対象機器を利用したことにより、契約者又は第三者が損害を被ったとしても、当社は、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>4.当社が第14条 (電気通信設備の保守等のための一時停止) 及び第15条 (利用の停止) に基づき、<u>本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>第19条 (不可抗力)</p>

旧	新
<p>本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、遡及しないものとします。</p> <p>(1) 当社に対する債務の支払いを怠ったとき</p> <p>(2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき</p> <p>(4) 第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</p> <p>(6) 解散の決議をしたとき</p> <p>(7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</p> <p>(8) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき</p> <p>(9) 本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき</p> <p>(10) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき</p>	<p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の履行遅滞又は履行不能については、契約者及び当社はその責任を負いません。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。</p> <p>第 20 条（損害賠償責任）</p> <p>1. 契約者及び当社が本サービスに関連して相手方に対して負担する損害賠償責任は、発生原因の如何にかかわらず、契約者の直接かつ実際に被った通常の損害に限られます。契約者及び当社は、間接損害、逸失利益、拡大損害及び特別の事情により生じた損害を賠償する義務を負わないものとし</p>

旧	新
	<p><u>ます。</u></p> <p><u>2.契約者及び当社が負担する損害賠償責任は、自らの故意又は重過失による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。</u></p> <p><u>3.契約者が対象機器を紛失、破損又は滅失したときは、このことにより当社に実際に発生した損害を当社に賠償するものとします。</u></p> <p><u>第21条（カスタマーハラスメントの禁止）</u></p> <p><u>1.契約者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ってはならないものとします。</u></p> <p><u>(1)身体的な攻撃（暴行、傷害）</u></p> <p><u>(2)精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）</u></p> <p><u>(3)威圧的な言動（威嚇行為）</u></p> <p><u>(4)土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求</u></p> <p><u>(5)継続的な言動または執拗な言動（繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む）</u></p> <p><u>(6)拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為）</u></p> <p><u>(7)差別的な言動</u></p> <p><u>(8)性的な言動、要求</u></p> <p><u>(9)従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む）</u></p> <p><u>(10)過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む）</u></p>

旧	新
<p>(11)<u>第 18 条（反社会的勢力でないことの保証）に違反したとき</u> (12)<u>その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき</u></p> <p>2. <u>契約者又は当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</u></p> <p>3.<u>契約者は、前 2 項のいずれかに該当したときは、当社に対して負う債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを当社に弁済しなければならないものとします。</u></p> <p>4. <u>本契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げないものとします。</u></p> <p>第 18 条（反社会的勢力でないことの保証）</p> <p>2.契約者又は当社の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが<u>できるものとします。</u></p> <p>4.第 2 項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を<u>行わないものとします。</u></p> <p>第 19 条（機器の返還等）</p> <p><u>本契約が終了したときは、</u> <u>契約者は、当社に対し、直ちに対象機器を返還するものとします。なお、当該契約終了後 1 週間以内に対象機器を返還しない場合は、</u></p> <p><u>契約者は、当社に対し、当該終了の日から返還の日までの期間に対応する月額費用の 1.5 倍に相当する金額を当社に支払うものとします。</u></p> <p>第 20 条（免責）</p>	<p>(11)<u>SNS やインターネットでの誹謗中傷</u> (12)<u>無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影</u></p> <p>2.契約者が、<u>前項の規定</u>に違反</p> <p>したときは、当社は、<u>商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応の一時停止又は中止をすることができます。</u>当社が、<u>本項の規定に基づいて、契約者への対応を一時停止又は中止したときは、当社は契約者に対して、債務不履行責任を負いません。</u></p> <p>3.<u>当社は、カスタマーハラスメントについて、警察及び弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。</u></p> <p>第 22 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>2.契約者又は当社の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが<u>できます。</u></p> <p>4.第 2 項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を<u>することができません。</u></p> <p>第 23 条（契約の解除、期限の利益喪失）</p> <p>1.契約者及び当社は、<u>相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。</u>本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、<u>過去に遡及しないものとします。</u></p> <p>(1)<u>契約者が当社に対する債務の支払いを怠り、相当の期間を定めた催告を受けてもこれを支払わないとき</u></p>

旧	新
<p>1. <u>当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供するよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</u></p> <p>3. <u>契約者が第4条（サービス利用のための必要事項）に反し本サービス又は対象機器を利用したことにより、契約者又は第三者が損害を被ったとしても、当社は、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>4. <u>当社が第13条（電気通信設備の保守等のための一時停止）乃至第16条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>5. <u>当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p> <p>第21条（損害賠償責任）</p> <p>1. <u>当社が本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、発生原因の如何にかかわらず、契約者の直接かつ実際に被った通常の損害に限るものとします。</u></p> <p>2. <u>当社の負担する損害賠償責任は、当社の故意又は重過失</u></p> <p><u>による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします</u></p>	<p>(2) <u>監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</u></p> <p>(3) <u>手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき</u></p> <p>(4) <u>第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき</u></p> <p>(5) <u>破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</u></p> <p>(6) <u>解散（合併による場合を除く）の決議をしたとき</u></p> <p>(7) <u>資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</u></p>

旧	新
<p>3. <u>契約者が対象機器を紛失、破損又は滅失したときは、このことにより当社に実際に発生した損害を当社に賠償するものとします。</u></p> <p><u>第 22 条 (再委託)</u></p> <p>1. <u>当社は本サービスに関する業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、再委託先との間で秘密保持契約を締結することにより、本サービスの提供に必要な情報を再委託先に開示することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>再委託先の責めに帰すべき事由により本サービスの提供に関連して契約者が損害を被った場合、当社は本契約で定める損害賠償責任を契約者に対して負うものとします。</u></p> <p><u>第 23 条</u></p>	<p><u>(8)契約者が違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき</u></p> <p><u>(9)契約者が本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき</u></p> <p><u>(10)契約者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき</u></p> <p><u>(11)第 21 条 (カスタマーハラスメントの禁止) 又は第 22 条 (反社会的勢力の排除) に違反したとき</u></p> <p><u>(12)その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき</u></p> <p>2. <u>契約者及び当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができます。</u></p> <p>3. <u>契約者は、前 2 項のいずれかに該当したときは、</u></p> <p><u>当社に対して負う債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを当社に弁済するものとします。</u></p> <p>4. <u>本契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げません。</u></p>

旧	新
<p>(残存条項) 第6条(権利の譲渡等)、第9条(違約金等)、第12条(機密保持)、第20条(免責)、第21条(損害賠償責任)、本条、第24条(準拠法)及び第25条(管轄裁判所)は本契約の終了後も有効に存続するものとします。</p> <p>第24条(準拠法)</p> <p>第25条(管轄裁判所) 本契約又は本規約に関する紛争に係る事件については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第24条(残存条項) 第6条(権利義務の譲渡等)、第7条(再委託)第3項、第10条(違約金等)、第12条(中途解約)第2項、第13条(機密保持)、第17条(機器の返還等)、第18条(免責)、第20条(損害賠償責任)、第21条(カスタマーハラスメントの禁止)、第22条(反社会的勢力の排除)第3項、第4項、第23条(契約の解除、期限の利益喪失)第3項、第4項、本条、第25条(準拠法)及び第26条(管轄裁判所)の規定は本契約の終了後も有効に存続します。</p> <p>第25条(準拠法)</p> <p>第26条(管轄裁判所) 本契約に関する紛争に係る事件については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p style="text-align: right;">2025年6月13日改訂</p>